

社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会複合機入替にかかる業務請負
公募型一般競争入札のお知らせについて

標記にかかる業務委託事業所を次により募集しますのでお知らせします。

記

- 1 入札案件名 複合機入替にかかる業務請負
- 2 入札契約方式 公募型一般競争入札
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 履行期間 設置日（令和6年1月）～5年間
- 5 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者。
 - (2) 大阪市の入札参加資格者名簿に、登録していること。また、登録している者でも入札日現在、指名停止措置の対象でない者。
 - (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
 - (4) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。
- 6 入札参加申請等の手続き
 - (1) 入札参加申込
 - ①期 間 公示日～令和6年12月17日（火）
午前9時～午後5時 ※但し、最終日は正午まで
 - ②入札方法 御社指定の見積書に、見積金額（税込）を記入のうえ、封筒に封印し提出先まで、期限内に申し込みください。
 - ③提出先 社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会 入札担当
所在地 大阪市福島区海老江6-2-22
郵送または持参にて申し込みください。
 - (2) 選定（結果）について
見積金額の一番安価な事業所に、業務を依頼します。
選定の結果につきましては、選定後、速やかに入札事業所へ連絡いたします。

7 問い合わせ先 社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会 担当 麻井

TEL 06-6454-6330

FAX 06-6454-6331

8 その他事項

- (1) 一般競争入札に係る申請書類の作成及び提出に掛かる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 落札までに、参加者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しないものとした入札とみなし無効とする。
- (3) 落札後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。